

第三者評価結果

事業所名：あおぞら保育園

A-1 保育内容

A-1- (1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>全体的な計画は、児童福祉法、教育基本法、児童憲章、子どもの権利条約等の趣旨を捉え、子ども一人ひとりの全面発達を保証するという理念をもとに作成しています。保育理念、保育方針、保育目標と共に、人権尊重を重視した保育士の基本姿勢を掲げています。また子どもの発達過程、子どもの姿、生育環境、地域の実態等を考慮し、養護、教育、そして食育も一つの柱とする内容になっています。作成には全クラスの担任が参画し、年度ごとに振り返り、次年度に活かしています。</p>	
A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>園舎は築60年以上ですが、掃除が行き届き、空気清浄機やサーキュレーターを活用し、温度、湿度、換気等を適切に保っています。約130人の子どもたちが日々の生活をしていて、それぞれの保育室はゆとりのある空間とは言えませんが、1階2階共に広々としたホールがあります。ただ、集団の中で時には一人静かに過ごしたい場合に、他の子どもたちの視線を感じないで過ごせるくつろぎコーナーを作るのが困難であることが惜しまれます。子どもたちの寝具はコロナ禍を考慮してために太陽にあてて干し、年に2回布団乾燥機で乾燥させています。トイレや手洗い場、乳児の玩具等は日々消毒しています。食事と睡眠は場所を変え、気持ちを切り替えて落ち着いて過ごせるように工夫しています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>各年齢の年間指導計画の裏面一面に、その年齢の発達段階の特徴が記されています。これは毎年その年齢クラスの担任が作成し、実際の子どもと照らし合わせ、また一人ひとりの子どもの個人差を考慮して指導計画を作成します。全体的な計画に記されている「保育士の基本姿勢」の一つは「保育士は徹底的に子どもの立場に立ち、今ある子どもの姿から出発し、一人ひとりの要求、発達段階を大切に、保育をすすめる」、また「保育士は子どもの伸びようとする力を全面的に信頼し～」とあります。各年齢の指導計画の留意点にはこの保育士の基本姿勢が具体化されて記されています。保育現場でこれら子ども主体の実践がされているかどうかを各種会議でも話し合い、具体的な場面についても検討し、意識を高め合っています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>子どもの基本的な生活習慣について、子ども主体の実践を追求しています。例えば一般に「トイレトレーニング」という言葉が定着していますが、ある研修がきっかけで、排泄の自立はトレーニングなのだろうか、という話し合いを少人数のグループでもち、現場での経験を見直し率直な意見を出し合いました。それまで活動を中断してトイレに誘っていたことへの疑問、排泄の自立は訓練ではなく、子ども一人ひとりの発達段階、要求に寄り添ったものであるはずだという見解が出され、トレーニングという言葉は使われなくなりました。保護者に対しては園の見解とともに実践例を示して納得を得るようにしています。生活習慣を身につけることの大切さについては、汚れた服を着替えると気持ちが良いことを経験したり、5歳児の場合は3大栄養素を給食のメニューで可視化して知的興味から理解につなげたりするような働きかけをしています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>子どもの自発性自主性を大切に、一斉保育での製作の場合にも、決まった教材よりも廃材を多く用意しています。子どもの自由な発想をうばわず、一人ひとりの感受性を大事にしているので、その子ならではの作品が生まれます。また例えば「太陽は赤」という先入観を保育者が持たないため、子どもは自分の好きな色で描いています。製作を今はしたくないという子どもがいれば無理に誘うことはしません。自分の好きなブロック遊びなどをしながらも飽きてきたタイミングをとらえて声をかけたりしています。戸外遊びは近くに大きい公園があり、園庭同様に使っています。全クラスが天気の良い日には出かけ、0歳児で初め芝生に触れるのをいやがった子どもも、少しずつ慣れてハダシで歩くようになります。年齢が多くなるに従い大きい公園の遠い方まで出かけ思いっきり体を動かして遊びます。遊びの中で友だち関係や遊びを楽しむためのルールも子どもたちの発想で生まれてきます。戸外は公園以外に歩いていける距離に園の畑があり、ジャガイモ、サツマイモを栽培し収穫しています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

0歳児のクラスは低月齢児と高月齢児を分けて2グループにしています。保育室はそれぞれの部屋とサンルームがあり、適宜使い分けています。動の動きの部屋、静の動きの部屋、眠い子どもの部屋などとチームで話し合っ設定することも多くあります。小集団で子どもが主体的に過ごせるように、活動と休息のバランスもとれるように、臨機応変に考えて工夫しながら2グループの担当が協力し合い、日々の保育をしています。一人の保育者が3人の子どもを担当し、入園当初は担任との関係をしっかり作り、次第にクラスの他の職員とも親しむように一緒に遊んだりするようにしています。家庭との連携は特に大切に、詳しい連絡帳と送迎時のコミュニケーションで24時間を把握した対応をしています。コロナ禍以前は家庭訪問もしていました。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

自我が芽生える時期であるため、かみつきなどの行為も当然のこととして受け止め、他者との関わりが出てきたこととして大切にしています。特定の子どもにかみつき子どもには、例えばその子どもの行きたい場所に他の子どもがいると、保育者がその近くにいるようにして未然に防ぎ、かみつこうとした子どもの気持ちを代弁し、両者の気持ちを受け止めるように努めています。随時発行しているクラス通信や懇談会で保護者にクラスの特徴的な事柄を発信し、共通理解を図ると共に、連絡帳を用いて個別の連携も大切にしています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

3歳児は2歳児よりも自己主張が強くなり、相手とのぶつかり合いで、自分と相手の気持ちの食い違いに気づいてくる時期であると捉えています。4歳児はそれが進んで相手を通して自分を知り、相手の気持ちを考えるようになり、友だちと一緒に何かをする楽しさを味わう時期だと捉えます。そして5歳児になるとさらにクラスの活動を自分たちで協働で取り組んでいく時期だと捉えます。それぞれの時期の活動が展開していくように保育者は環境を考え、しかし皆が一律に活動するのではなく、一人ひとりの思いを尊重し、やりたい思いもやりたくない思いも同様に受け止めていくように心がけています。保護者に向けては各クラスが「クラス通信」を随時発行し、話題の多い時は週に何回も発行します。園では幼児も連絡帳を使用していて、多くの保護者が「クラス通信」への感想を連絡帳に書いています。それら保護者の思いを次号のクラス通信に載せたりし、双方向での思いの共有が図られています。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

園の基本姿勢は、障害のある無しに関わらず、いろいろな子どもがいて当然であり、関わりを別にしないということです。一人ひとりの子どもの思いを保証するという事は、どのような子どもに対しても同じだということです。園は常に子ども同士の関わりにも配慮し、共に成長できるようにしています。クラス全体の指導計画は障害のある子どもを踏まえて作成し、それを補う形で個別の指導計画を作成します。個別に「ここを伸ばしたい」という目標を立て、個別の活動を保証できる手立てを検討しています。保護者に対しては特に積極的に情報は伝えてはいませんが、聞かれたことにはきちんと答えて疑問のないようにしています。

<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
--	---

<コメント>

基本的に集団の場は家庭とは違うということをもふまえて長時間保育の配慮をしています。子ども一人ひとりには個人差があり、疲労度も違うことを念頭に置き、特に乳児については発達段階とその日の状況に合わせて対応します。年齢の異なる子どもが一緒になる時間には、発達も遊びも違うことを留意しながらも、異年齢の子ども同士の関わりを積極的にとらえています。異年齢で散歩に行くこともあり、リズム運動は4、5歳合同で、2、3歳合同で、ということにすることもあります。異年齢の子ども同士の関わりで、年上の子どもへのあこがれと年下の子どもへの見守りが形作られていきます。延長保育をしている子どもについての保育者間の引継ぎは「引継ぎノート」を活用し、日中の様子が保護者に伝わるように努めています。長時間保育であることを配慮して自由に寝転んだりくつろいだりできる静かなコーナー等を提供できることが望まれます。

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

コロナ禍により、小学校との実際の交流はできないため、互いに工夫し、昨年度は手紙交流をしました。小学校1年生の方から学校について紹介する手紙が送られ、年長児クラスがグループごとに質問を書いて返事を出しました。これは文字への関心・興味をもつようになる経験にもなりました。また小学校5年生が総合授業で学校紹介のVTRを作成したものを送ってくれ、年長児は小学校の校舎の中を見ることができました。保育士と小学校教員とは、電話で手紙交流の反応を話し合ったり今後の提案を出し合ったりして意見交換をしました。これらのことを保護者懇談会で保護者に伝えました。今年度も工夫して交流を続ける予定です。

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<コメント> 子どもの体調悪化やケガなどについては、入園のしおりに記載し、入園時の説明会で説明しています。症状が悪化し集団保育が難しい場合の具体的な状態を示し、その際は保護者に連絡し、早めに迎えに来てもらえるよう求めています。ケガについては、保育園は子どもたちがそれぞれに関わり合いながら、様々なことを試し、興味を広げ、育っていく場所であること、保育活動に伴うケガ、関わり合いに伴うかみつきやひっかきなどのケガは起こること、それを防ぎきれないこともあること、日ごろから保護者とともに子どもたちの成長・発達にとって最善の方法を考えていく、として理解を求めています。一人ひとりの子どもの健康状態は入園時の資料を職員間で共有し、児童健康台帳に記載し、その後の予防接種等については懇談会の際に書き加えてもらいます。乳幼児突然死症候群については入園時に園の取り組みを知らせ、職員間でその知識を周知しています。	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<コメント> 定期健康診断は年に2回、歯科健診は年1回実施して結果を一人ひとりの児童健康台帳に記録し、更に集計し統計処理を行って、関係職員に周知します。保護者には保健師が別紙を使用して個別に連絡帳に挟んで結果を伝えています。医師から指示のあった場合は直接伝えて確認します。現在コロナ禍のために園では歯磨きをせずに、うがいをしています。そのことを保護者に伝え、家庭で丁寧に仕上げ磨きしてもらおうように呼びかけていました。その結果歯科健診で虫歯のある子どもは減りました。園では年間保健計画を作成しています。また系列4園の保健師持ち回りで毎月保健だよりを発行し、その時々に必要な情報や注意事項等も伝えています。健康診断や歯科健診のお知らせや結果も伝えています。	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント> 子どもの主治医記入の「保育所におけるアレルギー疾患等生活管理指導票」と保護者記入の「食物アレルギー対応票」「緊急時個別対応票」に基づいて必要な対応をしています。それとは別に園でアレルギー除去食対応マニュアルを作成し、職員会議などで周知しています。保護者、栄養士、担任の3者で翌月分の献立表を確認し、実際に除去食の提供がある際は色の異なるトレイ、食器、食具を使用し、提供前にも指さし確認等で、ダブルチェックを行っています。また遠足等ではお菓子の交換をしないように保護者に注意してもらっています。薬については、原則として園では預かりませんが、アトピー性皮膚炎等の慢性疾患の場合は医師の指示に基づき薬を預かり、園で塗布しています。	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 全体的な計画に食育を一つの柱として位置付けています。以前は子どもが苦手なものを一口でも食べられるようにと支援していましたが、子ども主体・子どもの権利という観点から、子どもが嫌なものを頑張って食べさせることへの疑問から、3~4年話し合いを重ねました。現在では好きなものを増やそう、というスタンスを全園で共有しています。嫌いなものも一口食べてみるではなく、好きなものを増やすために保育士は様々な取り組みをしています。食材に慣れていく乳児クラスでは子どもの舌の動きの発達段階にも注目し、食べやすい形状を追求し、また幼児クラスでもお腹のすく生活リズムを考慮する等です。食器は落とせば壊れる陶器をあえて使用しています。コロナ禍のため、食事の際に向き合わず横並びで食べていた期間がありましたが、アクリル板を使って対面での食事にしたところ、子どもたちは大変喜んで食事時間が活性化したことから、子どもが楽しく落ち着いて食事をとれる環境を職員は改めて見直しました。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 食事の献立は園の栄養士が月単位で作成しています。地産地消をモットーに、月ごとにその季節の野菜にちなんだ献立を工夫しています。近くの畑でキャベツや人参を栽培していて年長児クラスが栽培や収穫に取り組みしてもらっています。また近隣の畑で4、5歳児クラスがサツマイモ等の苗を植えて育て、収穫する経験をしています。子どもたちの収穫した野菜はミニクッキングにつなげています。園では食育週間という企画を設け、1週間同じ一つの野菜、例えばトマト、かぼちゃ、きのこ等を様々な調理法で食事に入れます。食材も子どもたちに触れてもらったりキノコをさいてもらったりします。調理職員は各保育室を回り子どもたちの様子を見ています。年長児には食事の前に3大栄養素の話をし、その日のメニューの栄養素を子どもたちと一緒に考え、色分けをして掲示したりしています。調理室はマニュアルに基づき衛生管理が適切に行われています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>家庭との連携に関しては、様々な取り組みをしています。連絡帳は全クラスで活用しています。乳児クラスの場合、家庭と園それぞれの生活面の詳しい項目と自由記述で24時間を配慮した保育に役立てています。懇談会は年4回、家庭訪問と個人面談は随時です。各クラスがクラス通信を発行し、伝えたい話題がある時には週に何回でも発行しています。それについての家庭からの感想や意見はまたクラス通信の次号に掲載し、双方向での保護者との連携をになっています。各園の1年間の保育の実践記録を掲載した、系列4園合同の機関紙「麦わらぼうし」を毎年発行し、全職員、全保護者などに配布しています。配布後のアンケートでは保護者から感銘、感謝の声が上がり、園の保育実践に対して高い評価を得ています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>保護者との日々のコミュニケーションを大切にしています。何かあればいつでも相談できる関係作りを心がけ、保育者の方で保護者の無言のサインを見逃さないように努めています。またどの家庭とも年に一度は面談の時間を作りますが、オンラインか、園に来てもらうか等保護者の就労状況や家庭環境等に応じて選択できるようにしています。時間的には保護者の都合に合わせて、図書室等落ち着いた話せる場所で面談します。それ以外でもいつでも保護者の相談に乗れるようにしています。相談内容によっては主任や園長が関わります。相談内容は相談を受けた職員がメモをとり、必要があれば月案に反映します。ただし相談や要望の記録をメモだけでなく相談記録として残し、振り返りの資料としてもファイリングすることが望まれます。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの人権尊重に関しては今年度の事業計画の保育事業の方針に「憲法を遵守し、子どもの人権とジェンダー平等を尊重した保育が実践できるように学びを深めます」とし、全体的な計画にも人権尊重を明記しています。子どもの人権に照らしてこれはどうなのか、という観点で保育の実践を振り返ります。法人作成の「人権擁護・虐待に関するマニュアル」を年度ごとに読み合わせ、そこにリスト化されている「よくないと考えられる関わり」「より良い関わりへのポイント」を再確認します。実際の現場で不適切だと思われる保育があった場合、互いに指摘し合ったり、管理職員に報告したりという体制があり、その都度改善しています。虐待の早期発見のために園では登園時や着替えの際に体の状態や前日と同じ服のままではないかの観察等で把握しています。虐待やその恐れがある場合、神奈川県役所の保健師や中央児童相談所との連携体制があります。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>職員の自己評価に関しては、月1回の「クラス保育検討」の会で振り返りをもとに自己評価、そして次月の指導計画を作成します。その他各種会議で保育を振り返り討議しています。それが互いの学び合いや意識の向上、保育の改善、専門性の向上につながっています。それとは別に年間3回職員自己評価・意向調査を実施し、正規職員と担当クラスをもっているパート職員の希望者は、管理職員との面談をします。希望しない職員については管理職員が折を見て話し合いの機会を作っています。その他年度の終わりに、自分の目標設定に関して「セルフチェック項目」に基づいて各自が自己評価をしています。園としての自己評価は毎年3月にその年度の「保育所の自己評価」を作成します。その年度の重点課題や主な取組、保護者アンケートの結果もふまえて、次年度に向けた課題を記しています。これは園長が作成し、職員と保護者に配布します。ただし職員それぞれの自己評価と管理職員との面談が、保育所としての自己評価とどのようにつながっているか不明な点が課題となります。</p>	